令和8年 11 月発行

令和9年度（2027年度）
熊本市市民公益活動支援基金
助成申請・審査について





冠基金

「明治安田 私の地元応援基金」

「KUMAMOTO WAVE AKIMOTO FUND」

1　助成内容

※9 月発行助成事業のご案内とあわせてお読みください。

◆スタートアップ助成

資金面に不安がある、助成申請も初めてなど、設立後間もない団体の取組みを支援するための助成です。

助成対象	助成率
・令和９年４月１日現在で、設立後３年未満の団体が実施する事業（令和６年（2024年）４月２日以降設立の NPO・ボランティア団体等） ・同一団体に対して助成できる年度は、１ヶ年度まで	10 万円を上限に 事業費の 10/10

◆ステップアップ助成

継続的な市民公益活動に取り組む団体の更なる発展のため、その活動を支援する助成です。

助成対象	助成率
・NPO やボランティア団体等が行う様々な分野における市民公益活動 ・同一団体に対して継続して助成できる年度は、３ヶ年度まで ただし、限度年度を超え１ヵ年度経過後、申請書において発展させた事業又は新たな活動と認められた場合はこの限りではない。	25 万円を上限に、 事業費の 2/3

※　設立後３年未満の団体も、ステップアップ助成に申し込むことができます。
※　同一団体において、申請できる助成事業は、上記いずれかの１事業までとします。
（スタートアップ助成とステップアップ助成の併用申請はできません。）

申請には事前に「団体登録」が必要です。NPO 法人と同様な活動を行う非営利型一般社団法人も団体登録ができます。**詳しくはあいぽーとまでお尋ねください。**

2　助成対象事業

別添「令和９年度（2027 年度）熊本市市民公益活動支援基金　助成事業のご案内」をご確認ください。

3　申請について

（１）申請期間

令和８年（2026 年）11 月 12 日（木）から令和８年（2026 年）12 月 11 日（金）まで

（２）受付時間

午前９時から午後７時まで

※ただし、**最終日 12 月 11 日（金）は、午後５時まで**とします。

（３）申請方法

次の書類をあいぽーと窓口に提出してください。（郵送、メール、FAX 等は不可）

① 熊本市市民公益活動支援助成申請書（様式第８号）

② 役員等名簿及び照会承諾書（様式第３号）

③ 人件費、報償費、旅費等を定める給与規定等

④ ステップアップ助成再継続事前審査申し込み書（様式第２２号）

※④の書類は、ステップアップ助成事業を過去に申請したことがある一部の団体のみ提出が必要となります。提出の要否はあいぽーとにご確認ください。

申請書類は、下記ホームページ及び熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで配布いたします。（費用計算ができる Excel データも提供が可能です。）

≪あいぽーとホームページ≫

https://www.kumamoto-aiport.com/city_kumamoto_kouekikatsudou/

（４）申請に係る留意事項

・オンラインでの事業実施の可能性がある場合は、申請書に記入してください。
その際、オンラインにともなう経費が発生する場合は、必ず購入品（数）等を記載してください。

4　審査について

（１）審査基準

項目	説明	配点
市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	10

事業計画性	事業目的を達成するための手段や方法が適切であり、合理的に事業を実施することができる。	10
公益性	不特定多数の方への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	10
発展性	事業の持続性や事業効果が広く波及する見込みがあり、事業の拡大や改善等を行いながら発展していく可能性がある。	10
まちづくりへのビジョン	本市に対する愛着と「事業を通じてどのような熊本市にしていきたいか」というビジョンを持った、よりよい熊本市づくりを目指す取り組みである。	10
本市が推進する施策への理解	「くまもとアプリ」を活用したボランティア参加の働きかけ	2

※前項の点数にかかわらず、委員会は、助成金の趣旨等に適さないと判断する事業について、助成金を不採択とする意見を付することができます。

（2）審査に係る留意事項

・次の基準点を満たさない事業は不採択とし、審査の結果が同点の場合は、「まちづくりへのビジョン」の合計点が高い事業を選定するものとします。

■ スタートアップ助成事業　満点の 50%以上 （52 点×7 人×50%＝182 点）

■ ステップアップ助成事業　満点の 50%以上 （52 点×7 人×50%＝182 点）

・委員会の審査にあたっては、費用（購入する用品・謝礼等）が高額である・購入数が多い等、事業内容に大きな影響がある場合は、事業の内容、効果等を考慮して、総合的に審査されます。

5　選考について

熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行った審査結果に基づいて、熊本市が助成決定します。

（1）スタートアップ助成事業の選考方法

申請書類に対して、運営委員会による審査を行います。

（2）ステップアップ助成事業の選考方法

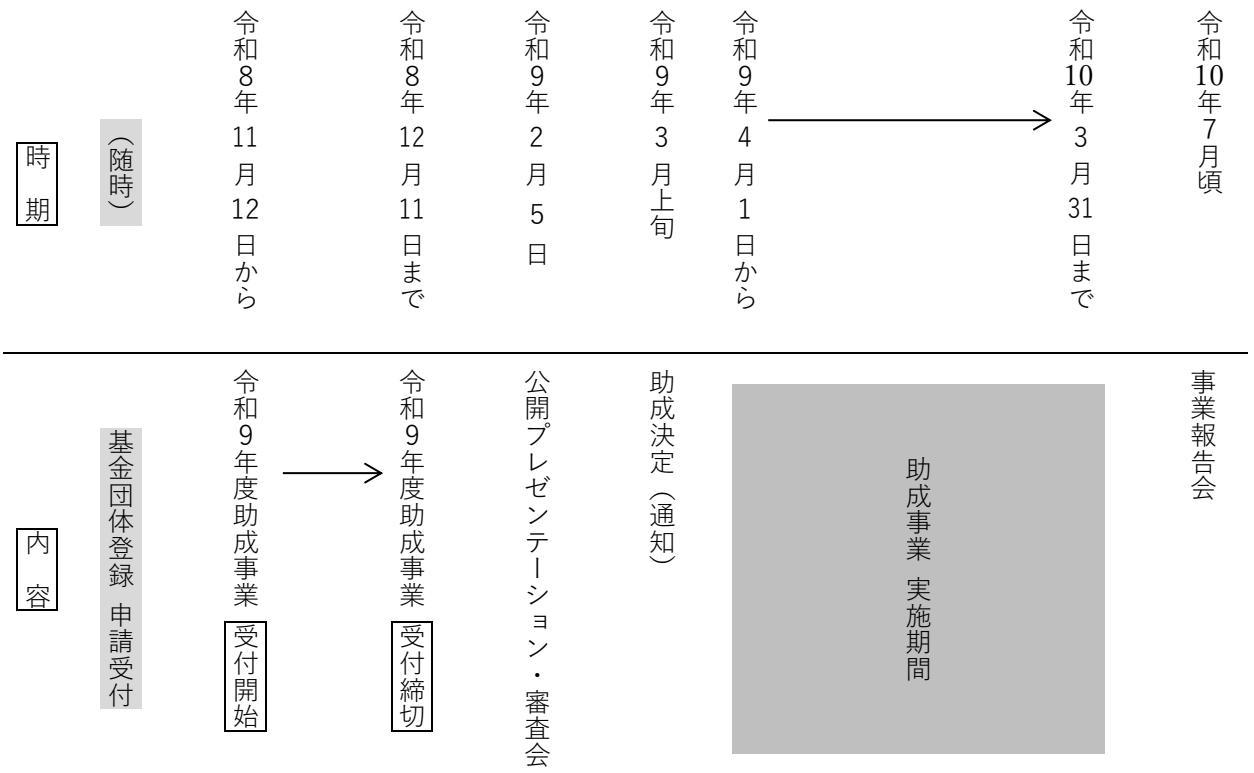
申請書類及び公開プレゼンテーションに対して、運営委員会による審査を行います。公開プレゼンテーション審査は、令和９年（2027 年）２月５日（金）に開催予定です。（日時等が確定し次第、申請団体に通知します。）

6　審査結果

申請団体に対して令和９年（2027 年）３月上旬までに採択結果を通知し、令和９年（2027

年）４月１日以降に助成決定団体をあいぽーとホームページに掲載します。なお、採否の理由に関する問い合わせは、受付いたしません。

7　令和９年度（2027 年度）助成事業のながれ



8　実績報告と精算手続きについて

（１）助成事業が完了した団体は、実績報告書（様式第１５号）、事業収支決算書（様式第１６号）、事業領収証等の経費の支出を証する書類及びその写し並びに事業の成果を証する書類等を添えて（以下「実績報告書等」という。）、**事業終了後２週間以内に**提出してください。

> ⓘ **実績報告書等の最終提出期限は、令和 10 年（2028 年）3 月 31 日です。「事業終了後 2 週間以内」と「令和 10 年（2028 年）3 月 31 日」のいずれか早い方までに提出してください。**

（２）助成金の支払いは、原則として事業終了後となります。助成事業の性質上、年度途中に助成金を交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができます。

（３）助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは　事前に必ずあいぽーとへご連絡いただき、必要に応じて変更等申請書（様式第 13 号）を提出してください。

（４）助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、５年間保管してください。

（５）事業終了後、事業の実施状況及び経理状況について、団体の事務所等において、実地調査をする場合があります。

９　助成金の交付取り消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

（１）不正な手段によって助成を受けたとき
（２）助成決定事業以外の経費に流用したとき
（３）交付した助成金に余剰金が生じたとき
（４）助成事業を変更、中止又は廃止したとき、若しくは、助成事業が予定期間内に完了しないとき
（５）助成対象事業が熊本市の他の助成等を受けていたことが判明したとき
（６）助成対象事業が熊本市以外の助成等を受けていて、交付決定額がその助成金控除後の当基金助成額を超えていることが判明したとき
（７）その他、熊本市が定める要綱に違反した場合

※（６）について、同一事業において、本市以外の助成を受ける場合、申請書にあらかじめ記載してください。虚偽の申請・報告にあたるときは、控除は行わず、全額返還を求める場合があります。

助成金の返還

(1) 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成（補助）を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
(2) 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金等があるときは、当該他の助成金等の交付を一時停止することがあります。

１０　助成決定後の留意事項

（１）公正性、透明性を高めるため、助成金交付申請書や実績報告書等の提出書類及び助成事業の内容、成果等は公開させていただきます。
（２）助成決定団体は、助成事業報告会に出席していただくほかに、交流会への出席やあいぽーと情報誌等への取材協力をいただくことがあります。
（３）事業実施にあたり、助成事業で作成したパンフレット、ポスター等の成果物や団体のホームページには、以下の記載例を参考に、当基金からの助成を受けていることを掲載してください。

【記載例】
“この事業は、熊本市市民公益活動支援基金「明治安田 私の地元応援基金」「KUMAMOTO WAVE AKIMOTO FUND」助成事業として実施しています。”

１１　令和８年度寄附額

本事業は、直接寄附をいただいた方々をはじめ、ふるさと納税制度を利用された方々、熊本城マラソンのチャリティランナーの皆様、寄附金付自動販売機をご利用いただいた方々など、多くの皆様からのご支援により成り立っており、その寄附金を活用して皆様の活動を支援しています。

（１）令和８年度寄附額（R8.10 時点）

①一般(個人･企業等)	②寄附金付自動販売機	③冠寄附	④熊本城マラソン（2027大会特別枠）	合 計
2,958,907 円	57,396 円	2,249,259 円	1,726,500 円	6,992,062 円

【冠寄附者】

明治安田生命保険相互会社　様　　1,249,259 円
基金の趣旨にご賛同いただいた個人　様　　1,000,000 円

【寄附金付自動販売機の設置・提供事業者（敬称略）】

設置事業者	提供事業者（※）	台数
有限会社オー・エス収集センター	FV ジャパン　株式会社	４台
株式会社　熊本シティエフエム	コカ・コーラボトラーズジャパン　株式会社	１台
株式会社　パスート 24		２台
熊本新明産業株式会社		１台
NPO 法人　スポレクエイト	株式会社　伊藤園	３台
株式会社　オークス熊本	サントリービバレッジサービス株式会社	１台
熊本市リサイクル事業センター		１台

※提供事業者とは、熊本市市民公益活動支援基金に賛同し、寄附金付自動販売機の設置や寄附額の報告、寄附金の支払等の事務の代行にご協力をいただいている事業所です。

（２）助成実績

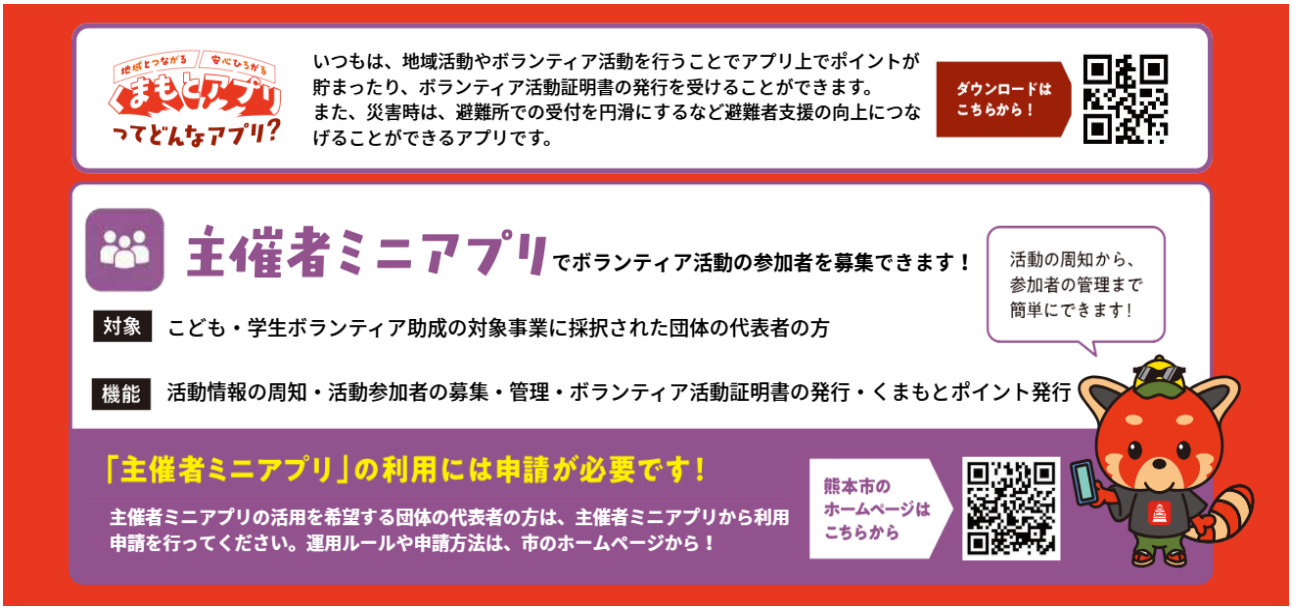
助成区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
スタートアップ	５件 474,848 円	４件 353,090 円	４件 314,517 円	５件 500,000 円

ステップアップ	５件 931,421 円	８件 1,399,176 円	１１件 1,446,399 円	８件 1,485,700 円
計	１０件 1,406,269 円	１２件 1,692,266 円	15 件 1,760,916 円	13 件 1,985,700 円

１２　個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報の利用及び管理は「熊本市個人情報保護条例」に基づいて適正に取り扱います。

１３　くまもとアプリ活用について



※事業実施における「くまもとアプリ」の活用を検討している団体については、上記 QR コードより主催者ミニアプリの運用ルールや手引き、マニュアルを必ずご確認ください。

【お問い合わせ・申請書類提出先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所　〒862-0971　熊本市中央区大江５丁目 1-1

電話　０９６-３６６-０１６８

ＦＡＸ　０９６-３６６-８８３０

あいぽーと
ホームページ